

別紙1

新型コロナウイルスへの対応に伴う放課後等デイサービス（児童発達支援）事業所における臨時的な在宅でのサービス提供について

1. 在宅利用の対象者

今般の新型コロナウイルスへの対応のため、通常を受給者証をお持ちであれば、通所利用が困難であることの要件は問わないこととします。

2. 届出について

「新型コロナウイルスへの対応に伴う放課後等デイサービスまたは児童発達支援における在宅利用に係る届出」（別紙）により、臨時的な在宅でのサービスの実施開始日及び対象とする利用者を宿毛市福祉事務所宛てに届出が必要となります。別紙での実施開始日の届出をもって本取扱いの適用とします。届出は郵送とし、郵便の到達が実施開始日後となっても差し支えありませんが、速やかに届け出てくださいますようお願いいたします。

※事業所の運営規定の変更は不要です。

※利用者の市役所への改めての支給申請等は不要です。（通常を受給者証（通所・在宅利用を問わない）をお持ちであればサービス提供可能）

3. サービス提供について

事業所が居宅への訪問、感染の拡大を抑制するため、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったときは、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬算定を可能とすることができます。

また、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所の対応としての加算等については、今般の緊急措置前に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとしてください。ただし、実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」「食事提供加算」等については基本的に算定できません。

こうした健康管理や相談支援を行うことにより通常の利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明するとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

4. 障害福祉サービス費の請求について

請求方法については従来どおり国保連合会への請求となります。

なお、在宅支援を行った場合は、以下のとおり報告書を提出してください。

《 提出書類 》

「在宅利用中の支援体制に関する報告書（別紙3）」

《 提出期限 》

在宅支援を行った月の翌月の15日まで

※利用者確認欄の記入及び押印が提出期限に間に合わない場合は、必ずご連絡ください。記入・押印後の提出で差し支えありません。

《 提出先 》 宿毛市福祉事務所（〒788-8686 宿毛市桜町2番1号）

5. その他

(1) 本取扱いの対象者は宿毛市で支給決定を受けている利用者に限ります。

他市町村の支給決定者については援護の実施者にご確認ください。

(2) 今回お示ししている内容については、従来の在宅利用の要件及び手続き等を変更するものではなく、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取り扱いですのでご注意ください。